

匠瑳市中小企業者感染防止対策事業補助金 申請の手引き

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業継続のために感染対策及び非接触化を必要とする市内の中小企業者に対して、補助金を交付します。

2 補助対象者

(1) 市内で1年以上事業を営んでいること。

※チェーン店については、市内に本店（個人の場合は住所）を有する者に限る。

(2) 申請時において、事業を継続しており、引き続き市内で事業を営む意向があること。

(3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であること。ただし、農業、林業及び漁業に属する事業を営む者は除く。

(4) 申請した同一の内容（経費）で、国又は県等から重複して助成又は補助等の交付を受けている場合は、第3条に規定する補助対象経費を超えて交付を受けていないこと。

また、市の交付決定後においても交付を受けないこと。

※この他にも要件があります。別添の匠瑳市中小企業者感染防止対策補助金交付要綱をご確認ください。

3 交付額

補助対象経費の2/3以内（上限20万円） ※1事業者1回に限る

4 対象となる経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に代金を支払った下記の経費が対象です。

補助対象経費	
1 機器購入	
(1) 飛沫感染防止対策	アクリル板（ビニールカーテン、防護スクリーン等を含む）、パーティション、フロア誘導シール、食器カバー
(2) 接触感染防止対策	非接触型体温計、サーモカメラ、キャッシュトレイ、非接触型液体定量吐出装置（非接触型消毒液ディスペンサー）、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）、キャッシュレス決済端末、カラーコーン、ベルト式等パーティション
(3) 換気による感染防止対策	二酸化炭素濃度測定器、空気循環装置（サーキュレーター）、空気清浄機、加湿器
2 機器工事設置等の工事を含む経費	
(6) 接触感染防止対策	自動水栓、人感センサー付き照明、自動開閉トイレの設置、レイアウトの変更
(7) 換気による感染防止対策	換気設備、換気機能を内蔵したエアコン及び窓若しくは自動扉
(10) その他、市長が必要と認めるもの	

※補助金は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

補助対象経費の算定に当たっては、消費税及び地方消費税は含まないもの（税抜き）とする。

4 申請書類

No.	法人の場合
1	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の事業年度分の法人市民税の確定申告控の写し ・直近の事業年度分の法人税の確定申告書別表第一の写し ・法人事業概況説明書の写し
	<p>個人の場合</p> <p>【青色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年分の所得税確定申告書第一表の写し ・青色申告決算書の写し ・開業届等の写し <p>【白色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年分の所得税確定申告書及び収支内訳書の写し ・開業届等の写し
2	中小企業者感染防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書
3	誓約・同意書
4	経費確認書類（領収書等）及び補助対象経費等を整備したことが確認できる写真
5	中小企業感染防止対策事業補助金交付請求書
6	振込口座の通帳等の写し ※「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義とフリガナ」の全てが確認できるものを提出してください。

※ 2、3、5については、産業振興課窓口または、市ホームページで入手できます。

5 申請期限

令和5年3月31日（金）まで

6 申請方法

申請書類を匝瑳市産業振興課（市役所3階）まで提出してください。

【申請・問い合わせ】

匝瑳市役所 産業振興課

〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2

電話：0479-73-0089 FAX：0479-72-1117